

「We Love鳥取キャンペーン」推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、「We Love鳥取キャンペーン」推進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県民が県内の宿泊施設、観光施設、体験型観光メニュー等を利用した場合に、その経費の一部を支援することにより、県内の宿泊施設、観光施設、体験型観光メニュー等を満喫していただくとともに、本県の魅力を広く情報発信していただき、新型コロナウイルス感染症の影響を払拭し、観光再生を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。
 - 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、事業開始日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条第1項の申請書に添付すべき書類は、様式第1号によるものとする。
 - 3 規則第5条第1項第2号に掲げる書類は、不要とする。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

(承認を要しない変更)

- 第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

- 第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。
- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
 - 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき書類は、様式第1号によるものとする。
 - 3 規則第17条第2項第2号に掲げる書類は、不要とする。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、交流人口拡大本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月29日から施行し、令和2年度事業から適用する。

別表（第3条、第6条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助上限額
「We Love 鳥取キャンペーン」推進事業	宿泊事業者、観光事業者、その他、観光交流局長が認める者	県民が利用した県内宿泊施設への宿泊料、県内観光施設の入館料(年間パスポート、回数券等は対象外とする)、県内体験型メニューや観光ガイド、観光用レンタサイクル等利用料(飲食代は対象外とするが、そばうち体験のような材料費は補助対象とする。また、単なる移動手段として提供されるもの(鉄道、タクシー等)は除く)	1/2	施設ごとに利用者1人1回当たり3千円

様式第1号（第4条、第7条関係）

「We Love鳥取キャンペーン」推進事業 事業計画書（報告書）

1 事業目的

2 事業概要

(1) 料金、対象人数、交付申請額（実績額）

料金（1人あたり）	割引額（1/2）	対象人数	交付申請額（実績額）

(2) その他

3 事業完了年月日 年 月 日

4 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

[]

年 月 日

様

職 氏 名 印

〇〇年度「We Love 鳥取キャンペーン」推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった「We Love 鳥取キャンペーン」推進事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。
（担当・連絡先 ）

記

- 1 対象事業
本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。
- 2 交付決定額等
本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。
(1) 算定基準額 金 円
(2) 交付決定額 金 円
- 3 経費の配分
本補助金の補助対象経費の配分は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。
- 4 本補助金の額の確定
本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、「We Love 鳥取キャンペーン」推進事業補助金交付要綱（令和2年 月 日付第202000052929号鳥取県交流人口拡大本部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。
- 5 補助規程の遵守
本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。